



愛知県警からのお知らせ

パートナーからの暴力(DV)に悩んでいませんか？

こんな悩みはありませんか？

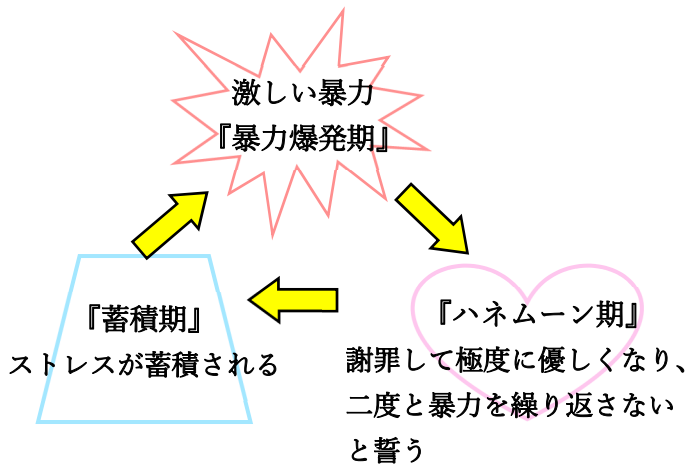
- ・暴力を振るわれた
- ・子どもの目の前でも暴力的な態度は変わらない
- ・物を投げつけられた

でも…



- ・誰かに話したら、もっとひどい目に遭うかもしれない
- ・自分さえ我慢すればいいのでは
- ・経済的に心配だから離れられない
- ・暴力のないときは良い人だから等と思っていませんか？

そんなあなたに知っていただきたいこと



DVは、あなた自身やあなたの周りの人に対する殺人、傷害等重大事件へ発展するかもしれません。

いったん暴力がおさまって相手が優しくなっても、また暴力が再開される可能性は充分にあります。

まずは、あなた自身やあなたの周りの人の生命や身体を守ることを最優先に考えましょう。

警察に相談するときは



- 暴力で今まさに身の危険を感じる時は、すぐに110番通報を!!
- パートナーから暴力を振るわれたときは、お住まいの住所を管轄する警察署に相談してください。



ひとりで抱え込まないで
我慢せず相談しましょう

※ できるだけ日本語がわかる人と一緒に警察署に相談に行ってください。通訳人を準備するのに時間がかかる場合があります。

警察に相談するとどんなことができる？

- ★ 相手への注意
- ★ 被害届・告訴の受理
- ★ 被害防止の援助
 - ・ 配偶者暴力相談支援センター等の相談先を紹介
 - ・ 住民基本台帳を閲覧等されないための支援
 - ・ その他被害を防止するアドバイス などで。

警察官が、被害の状況をお聞きした上で、状況に応じた対応をします。
そのときに、あなた自身の決意や協力も必要になります。

その他の相談先や制度について

- ★ 警察以外の DV の相談・・・市区町村相談窓口など
- ★ 保護命令の申し立て・・・地方裁判所
 - ・ 加害者を引き離してほしいときに申し立てを行い、認められれば発せられる命令です。
 - ・ 接近禁止命令、電話等禁止命令、退去命令があります。
 - ・ 加害者が保護命令に違反した場合は検挙されます。

今、DV で悩んでいる方へ

あなたのことを本当に大切に思ってくれる人に相談しましょう。誰かに話すことで気付くことも多くあります。

そして、自分の思いや考えをしっかりともちましょう。

今、DV で悩んでいる友人や知人がいる方へ

DV で悩んでいる人は、勇気を出してあなたに相談しています。

親身になって聞いてください。

そして、手を差し伸べてください。

相手の知らない場所への転居や一時避難されるときのアドバイス

- ★ あなたの居場所が知られるおそれがある物の使用をやめましょう!!
 - ・ 自動車やスマートフォン等が、相手の名義のまま使用を続けるのは危険!!
 - ・ パートナーと位置情報を共有するスマートフォンアプリ等も危険!!
- ★ SNS の利用は注意しましょう!!

あなたが投稿した写真や文章等から、居場所を特定される場合があります。送信先や、公開範囲等を再確認してください。

